

証券コード 3498
2020年11月9日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
霞ヶ関キャピタル株式会社
代表取締役社長 河本 幸士郎

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月26日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
霞が関コモンゲート西館 37階 霞山会館 牡丹の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第9期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://kasumigaseki.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://kasumigaseki.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎**当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。**予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

＜株主の皆様へのお願いとご案内＞

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、ご自身の健康状態に留意し、本株主総会へのご来場を見合わせて、同封の議決権行使書の郵送による事前の議決権行使を行っていただくことをご検討いただきますようお願い申し上げます。

特にご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、風邪症状がある等体調不良の方につきましては、本株主総会へのご出席をご遠慮いただきたくお願い申し上げます。

ご来場を予定されている株主様におかれましては、本株主総会当日までの国内外における感染の状況及び株主様ご自身の健康状態等にご留意いただき、ご無理のなきようお願い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、本株主総会では以下の対策を講じたうえで運営させていただきます。

【新型コロナウイルス感染防止対策】

1. 本株主総会における招集ご通知の内容のご説明に関しまして一部簡素化させていただく場合がございます。
2. ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用と手指のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。
3. 受付で検温をさせていただく場合がございます。
4. 会場内の過密状態を防ぐため、十分な座席の数を確保できない場合がございます。万が一お席が用意できない場合には、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。
5. 会場内でのマスク着用やアルコール消毒の使用等にご協力いただけない方、発熱（37.5℃以上）があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国し14日間が経過していない方は、ご入場をお断りする場合がございます。
6. 本株主総会に出席する役員及び運営スタッフも、マスク着用で対応させていただく場合がございます。予めご了承ください。

本株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府の発表内容等を受けて、対応内容を更新する場合には、当社ウェブサイト（<https://kasumigaseki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があり、その場合も上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年9月1日から2020年8月31日まで）における我が国経済は、雇用、所得環境の改善も続いており、穏やかな回復基調が続いておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止に向けた経済活動の自粛等の影響により、景気が急速に悪化、感染拡大の終息の見通しがたっていないことから、先行き不透明な状況となっております。

当社グループの主たる事業領域である不動産市場においては、日本銀行や各国中央銀行による緊急金融緩和策により、十分な資金供給がされているものの、金融機関および投資家の慎重な姿勢が続いており、その動向は引き続き注視すべき状況にあります。

このような状況の下、ホテル関連市場においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、インバウンド需要の消失、国内旅行・出張の自粛が続いておりますが、政府は新型コロナウイルスに関する緊急経済対策の中で、観光予算1.7兆円を計上し、感染症の流行収束状況を見極めつつ、官民一体型の需要喚起策「Go Toキャンペーン」を講じるとしています。当社グループでは、家族・グループ旅行等の需要に対応した「アパートメントホテル（客室標準面積35㎡以上、定員4名以上を想定）」の開発を手掛けており、各部屋にキッチン、洗濯機等、長期滞在に対応した設備を完備していることから、コロナ禍における国内旅行回帰等の需要の取り込みが見込まれますが、足元は金融機関等の慎重な姿勢が続いており、案件の遅れが生じております。

保育関連市場においては、女性の社会進出に対する意識の変化や政府による女性の活躍推進により、共働き世帯数や女性の就業率は依然として上昇傾向にあり、保育に対する需要は引き続き高い状況にあります。また、このような需要に対応するため、政府・自治体が保育の受け皿拡大を目的に保育士確保や保育所整備の施策を進め、2020年度末までに保育の受け皿を300万人分程度とする方針を掲げており、保育所の新設に対する需要は当面の間継続すると見込まれます。

国内再生可能エネルギー市場においては、固定価格買取制度下の買取実績及び設備認定容量が引き続き増加基調にあります。しかし、事業化される見込みの薄い多数の太陽光発電施

設等の設備認定案件により送電網が押さえられ、一部地域においては新規の有望案件の事業推進が困難になる状況が生じていました。この状況を踏まえ、経済産業省において「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」が設置される等、再生可能エネルギーの大量導入に伴い顕在化し始めた系統制約や調整力確保、国民負担の軽減等の新たな課題の解決に向けた議論も本格化しています。2018年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」において掲げられた2030年の目標（国内総発電量に占める再生可能エネルギー発電の割合を22～24%とする目標）の達成に向け、再生可能エネルギー導入に対する政府の支援姿勢は継続し、今後も、太陽光発電を中心に国内再生可能エネルギー市場はより一層拡大していく見通しです。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,008,967千円（前年同期比49.6%増）、営業利益は326,583千円（前年同期比53.3%減）、経常利益は180,179千円（前年同期比71.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は134,516千円（前年同期比69.1%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

イ. 不動産コンサルティング事業

投資用不動産の売買及び投資家に対するコンサルティング受託による収入並びに保有しているショッピングセンターフォルテにおける、各テナントからの賃料収入を含めた結果、売上高6,311,800千円（前年同期比44.0%増）、セグメント利益1,055,727千円（前年同期比13.3%増）となりました。

ロ. 自然エネルギー事業

開発案件を含めた太陽光発電施設の売却及び保有施設の売電収入により、売上高1,697,166千円（前年同期比75.1%増）、セグメント利益347,918千円（前年同期比9.7%減）となりました。

② 資金調達の状況

2019年11月15日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株式350,000株の発行により、2,055,900千円の資金調達を行いました。さらに、2019年12月17日を払込期日とする第三者割当増資による新株式43,600株の発行により、256,106千円の資金調達を行いました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は221,677千円であり、その主なものは、自然エネルギー事業における土地の取得及び本社設備によるものであります。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び収益の状況

区 分	第6期 (2017年8月期)	第7期 (2018年8月期)	第8期 (2019年8月期)	第9期 (2020年8月期) (当連結会計年度)
売上高(千円)	—	—	5,352,982	8,008,967
経常利益(千円)	—	—	639,688	180,179
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	—	—	435,470	134,516
1株当たり 当期純利益(円)	—	—	163.49	43.48
総資産(千円)	—	—	6,944,258	8,440,490
純資産(千円)	—	—	1,556,733	3,873,075
1株当たり純資産(円)	—	—	565.02	1,222.42

- (注) 1. 第8期より連結計算書類を作成しておりますので、第7期以前の状況は記載していません。
2. 2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第6期 (2017年8月期)	第7期 (2018年8月期)	第8期 (2019年8月期)	第9期 (2020年8月期) (当事業年度)
売上高(千円)	1,266,389	4,041,067	5,335,034	7,307,788
経常利益(千円)	118,670	342,335	636,688	262,676
当期純利益(千円)	70,355	227,960	432,470	197,308
1株当たり 当期純利益(円)	31.21	94.15	162.36	63.78
総資産(千円)	1,887,822	3,312,560	6,389,105	8,486,104
純資産(千円)	416,278	644,238	1,553,733	3,936,092
1株当たり純資産(円)	118.18	266.08	563.93	1,242.31

- (注) 2018年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
霞ヶ関パートナーズ株式会社	10百万円	100%	不動産コンサルティング
霞ヶ関投資顧問株式会社	10百万円	100%	不動産コンサルティング
霞ヶ関アセットマネジメント株式会社	10百万円	100%	不動産コンサルティング
Kasumigaseki Capital (Thailand) Co., Ltd	6百万THB	100%	不動産コンサルティング
PT. Kasumigaseki Development Indonesia	2,501百万IDR	99.6%	不動産コンサルティング
合同会社KC Investment 1	16百万円	100%	不動産コンサルティング

- (注) 1. 匿名組合Alpha Energyは、2020年7月22日付で総社員の同意により解散し、清算手続中でありま
す。
2. 上記の6社は、当連結会計年度において新たに設立しております。
3. 上記のほか、2019年9月1日付でAlpha Capital Enterprises Limitedの株式を新たに取得し、当連
結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

①不動産コンサルティング案件の開拓

不動産コンサルティング案件の開拓において今後、さらなる事業の拡大には組織だった案件ソーシングが必要であります。その課題を改善するため、経験豊富な人材の獲得を進め、また教育・研修等により人材の底上げを図ってまいります。

②太陽光発電における領域の開拓

当社グループは、これまで野立て太陽光発電を中心に自然エネルギー事業の展開を進めてまいりましたが、事業ポートフォリオの最適化に応じて、引き続き屋根上太陽光発電施設の開発等にも注力してまいります。その具体的な取り組みとして、取引企業や金融機関等との情報交換によるネットワーク強化を図ってまいります。

③資金調達能力の向上

当社グループの不動産コンサルティング事業及び自然エネルギー事業の発展・拡大に向けて、資金調達能力を向上させる必要があります。不動産コンサルティング事業は取扱アセットの多様化に伴い資金需要が旺盛であり、かつ機動的な資金も必要であります。また自然エネルギー事業においては、太陽光発電施設を中心とした自然エネルギー施設開発等多額の資金を要する事業であります。今後当社グループが持続的な成長を達成するためには、円滑な資金調達環境を作り上げる必要があります。

そのために、資本市場における情報収集及び分析に努める他、調達先の多様化、先進的な調達手法の検討や取引金融機関との関係強化に取り組んでまいります。

④人材の確保と育成

当社グループがさらなる事業拡大を図り、変化する事業環境に柔軟に対応し、当社グループの強みとなる専門性を高め差別化を図っていくためには、多様性のある人材の確保と育成が重要です。

当社グループでは優秀で専門性の高い人材にとって魅力ある会社であるために、パフォーマンスに対する公正な評価及びフォローアップ体制と、教育体制の充実に引き続き取り組んでまいります。

⑤内部管理体制の強化

継続的に当社グループが成長を遂げていくためには、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクをコントロールするための内部管理体制の強化が重要な課題と考えております。

具体的には、監査役と内部監査担当者との積極的な連携、定期的な内部監査の実施、有効かつ効果的な監査役監査の実施、社内経営陣によるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会の開催、従業員に対する各種コンプライアンス研修の実施等を通じて内部管理体制を強化してまいりたいと考えております。

(5) 主要な事業内容 (2020年8月31日現在)

事業区分	事業内容
不動産コンサルティング事業	不動産に関するコンサルティング、開発
自然エネルギー事業	太陽光発電施設からの売電、太陽光発電施設の開発

(6) 主要な事業所等 (2020年8月31日現在)

名称		所在地
当社	本社	東京都千代田区
霞ヶ関パートナーズ株式会社	本社	東京都千代田区
霞ヶ関投資顧問株式会社	本社	東京都千代田区
霞ヶ関アセットマネジメント株式会社	本社	東京都千代田区
Kasumigaseki Capital (Thailand) Co., Ltd	本社	タイ王国バンコク都
PT. Kasumigaseki Development Indonesia	本社	インドネシア王国ジャカルタ特別州
合同会社KC Investment 1	本社	東京都千代田区

(7) 従業員の状況（2020年8月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
不動産コンサルティング事業	62	45
自然エネルギー事業	3	△3
全社（共通）	35	20
合計	100	62

（注） 1. 従業員数は当社及び連結子会社の就業人員であります。

2. 1年間で62名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
90	52	37.1	1.2

（注） 1年間で52名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,118,659 千円
株式会社大垣共立銀行	800,000 千円
株式会社みずほ銀行	551,357 千円
株式会社 LIFULL Social Funding	300,000 千円
株式会社徳島大正銀行	270,000 千円
株式会社広島銀行	250,000 千円
株式会社千葉銀行	245,000 千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 9,600,000株

(2) 発行済株式の総数 3,206,800株

- (注) 1. 2019年9月1日から2020年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式の総数が58,000株増加しております。
2. 2019年11月15日を払込期日とする有償一般募集による増資により、発行済株式の総数は350,000株増加しております。
3. 2019年12月17日を振込期日とする第三者割り当てによる新株式発行により、発行済株式の総数は43,600株増加しております。
4. 発行済株式の総数には、自己株式38,444株が含まれております。

(3) 株主数 3,653名（前期末比3,144名増加）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
小川 潤之	1,263,040	39.86
河本 幸士郎	365,600	11.53
川口 正人	160,000	5.04
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	146,700	4.63
石井 晃	128,800	4.06
小澤 幹生	92,600	2.92
文 智勇	60,000	1.89
山下 幸三	28,600	0.90
由利土地開発株式会社	20,000	0.63
廣瀬 一成	19,200	0.60

- (注) 1. 持株比率は小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。
2. 当社は、自己株式38,444株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が1,377,600株増加し、2,755,200株となっております。

会社法第184条第2項の規定に基づき、株式分割の効力発生日である2019年9月1日をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は4,800,000株増加して9,600,000株となっております。

当社の従業員に対して、2020年8月28日付で譲渡制限付株式報酬として自己株式19,700株を付与いたしております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2016年6月30日	2017年11月28日
新株予約権の数		3,440個	1,040個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 137,600株 (新株予約権1個につき40株)	普通株式 41,600株 (新株予約権1個につき40株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 25,000円 (1株当たり 625円)	新株予約権1個当たり 43,000円 (1株当たり 1,075円)
権利行使期間		2018年7月1日から 2026年6月30日まで	2019年11月29日から 2027年11月28日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,660個 目的となる株式数 106,400株 保有者 2人	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 20,000株 保有者 1人

(注) 1. 新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

- イ) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- ロ) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
2. 2018年6月9日付で1株を20株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。
3. 2019年9月1日付で1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。
4. 上記のうち、第3回において取締役2名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。
5. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第5回新株予約権
発行決議日		2019年9月13日
新株予約権の数		230個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 23,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 267,900円 (1株当たり 2,679円)
権利行使期間		2021年10月1日から 2024年9月30日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 230個 目的となる株式数 23,000株 交付者数 23人

(注) 新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

- イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- ロ) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年8月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	小川 潤之	—
代表取締役社長	河本 幸士郎	—
取締役	廣瀬 一成	管理本部長
取締役	緒方 秀和	投資事業本部長
取締役	川口 正人	開発事業本部長
取締役	森 一雄	—
常勤監査役	佐々木 敏夫	—
監査役	松村 正哲	松村総合法律事務所代表 株式会社global bridge HOLDINGS監査役
監査役	原田 昌平	仙石山監査共同事務所代表 全国農業協同組合連合会監事 CITIC Limited 独立非執行董事 一般社団法人日本クラウドファンディング協会理事 MULプライベートリート投資法人監督役員

- (注) 1. 取締役森一雄氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役佐々木敏夫氏、監査役松村正哲氏、監査役原田昌平氏の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役原田昌平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役森一雄氏、常勤監査役佐々木敏夫氏、監査役松村正哲氏及び監査役原田昌平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役森一雄氏、監査役松村正哲氏及び監査役原田昌平氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1)	123,450千円 (6,000)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	22,800 (22,800)
合計 (うち社外役員)	10 (4)	146,250 (28,800)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年3月29日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年11月29日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役の譲渡制限付株式報酬制度の導入について、2019年11月28日開催の定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役松村正哲氏は、松村総合法律事務所の代表及び株式会社global bridge HOLDINGSの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役原田昌平氏は、仙石山監査共同事務所の代表、全国農業協同組合連合会監事、CITIC Limitedの独立非執行董事、一般社団法人日本クラウドファンディング協会理事及びMULプライベートリート投資法人監督役員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	森 一雄	当事業年度に開催された取締役会26回のうち26回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	佐々木 敏夫	当事業年度に開催された取締役会26回のうち26回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、議案の審議に必要な発言をする等、企業経営分野に係わる専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	松村 正哲	当事業年度に開催された取締役会26回のうち26回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法務全般に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	原田 昌平	当事業年度に開催された取締役会26回のうち25回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づく書面による取締役会決議が6回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

- (注) 1. 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が「内部統制システムに関する基本方針」において定めている業務の適正を確保するための体制の内容の概要は次のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進及び維持向上を図ります。
 - ロ. 取締役及び使用人は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、当社に対する社会からの期待に合う、公平かつ公正な業務遂行に努めております。
 - ハ. 取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為やコンプライアンスに違反する事態を招く恐れを認識した場合には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ速やかに通報します。
 - ニ. コンプライアンスに関する相談又は不正行為等については、匿名で相談・申告できる内部通報制度を設けることにより、実効性を高めております。
 - ホ. 法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役社長が内部監査室長及び内部監査担当者を指名し、「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施しております。
 - ヘ. 財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用等を行う体制を整備しております。
 - ト. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除は、当社に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とし、反社会的勢力と関わりを持たないよう、「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、役職員に周知徹底しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
 - ロ. 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができます。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクごとの把握と対応を行う体制をとっております。
 - ロ. 重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施できる体制をとっております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項及び法定事項について意思決定を行っております。
 - ロ. 「経営会議規程」に基づき、常勤取締役、常勤監査役で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行っております。
 - ハ. 業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他の関連規程に基づき、役職員の職務分担、権限を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
定期的に子会社との会議等を開催し、子会社の経営・事業活動を適切に管理・監督します。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
子会社の信用・品質・コンプライアンス等のリスクについて、必要に応じて、子会社のリスク管理体制の整備を求めます。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役に対し、迅速に意思決定を行い、業務が効率的に行われることを求めます。
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社に対して法令等遵守体制の整備を求め、その状況を点検します。
- ⑥ 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役の職務の執行状況を確認します。
 - ロ. 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、主な業務執行について適時適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
 - ハ. 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に又は随時監査役に事業の報告を行います。
 - ニ. 当社並びに子会社の取締役及び使用人に対し、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わないものとしています。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と意見交換や情報交換を行い、緊密な連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができます。
 - ロ. 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換や情報交換を行い、相互認識と信頼関係を確保します。
 - ハ. 監査役がその職務の執行のために必要と認められる費用の前払い等の請求をしたときは、所定の手続きのうえ会社が負担します。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用等を行う体制を整備しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前項に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① コンプライアンス体制について

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、研修、会議体通知、回覧等を通じて全役職員のコンプライアンス意識の向上に努めております。当事業年度はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を4回開催し、当社のコンプライアンス上の諸問題への対応を行っております。

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・プログラム」及び「コンプライアンス・マニュアル」に基づいた内部通報制度によりコンプライアンス相談窓口を設置し、コンプライアンス違反行為に関する相談・通報を適正に処理する体制を整備しております。

反社会的勢力との関わりが疑われる場合には、「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき迅速かつ適切な対応を図れるよう社内体制を整備しております。また、必要に応じて外部の専門機関との協力体制も整備しております。

② リスク管理体制について

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、当社の経営に係わるリスクの把握に努め適切に対応しております。当事業年度はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を4回開催し、適宜リスクの評価、見直しを行っております。

③ 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を26回開催し（その他書面決議が6回）、法令又は定款に定められた事項その他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、当社は常勤取締役、常勤監査役で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、「経営会議規程」において定められた会社運営に関する重要な事項について審議・決定しております。

「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、各部の業務分掌を各職位の責任と権限を明確化し、取締役会の決定に基づく業務執行の効率化を図っております。

④ 内部監査の実施について

代表取締役社長直轄の独立した組織として内部監査室を設けており、代表取締役社長により選任された内部監査室長及び内部監査担当者が内部監査年間計画書に基づき内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。

代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、例えば、期末決算や四半期開示に関わる監査報告会における個々の監査の実施状況及びその結果の情報共有、設備の実査の共同実施、内部統制システムの整備・運用状況の評価の情報の共有と意見交換等、適宜情報交換等を行っており、効率的な監査に努めております。

⑤ 監査役の職務の執行について

「監査役監査規程」及び「監査役会規程」を定め、監査役は当事業年度において監査役会を12回実施し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会への出席や、会計監査人並びに内部監査担当者との情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,125,225	流 動 負 債	2,593,851
現 金 及 び 預 金	2,179,576	短 期 借 入 金	1,708,496
売 掛 金	29,885	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	20,000
営 業 投 資 有 価 証 券	156,229	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	315,258
開 発 事 業 等 支 出 金	15,761	リ ー ス 債 務	10,379
販 売 用 不 動 産	3,905,578	未 払 金	112,813
前 払 金	144,274	未 払 費 用	46,755
預 け 金	402,239	未 払 法 人 税 等	46,892
そ の 他	292,065	賞 与 引 当 金	22,400
貸 倒 引 当 金	△384	災 害 損 失 引 当 金	84,240
		そ の 他	226,616
固 定 資 産	1,312,911	固 定 負 債	1,973,564
有 形 固 定 資 産	774,192	社 債	60,000
建 物	34,695	長 期 借 入 金	1,832,508
車 両 運 搬 具	24,277	リ ー ス 債 務	28,340
工 具 器 具 備 品	11,395	資 産 除 去 債 務 金	8,106
土 地	514,450	長 期 預 り 敷 金	44,608
リ ー ス 資 産	161,942		
建 設 仮 勘 定	27,429	負 債 合 計	4,567,415
無 形 固 定 資 産	21,511	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	11,263	株 主 資 本	3,863,376
そ の 他	10,247	資 本 金	1,586,322
投 資 そ の 他 の 資 産	517,208	資 本 剰 余 金	1,495,116
投 資 有 価 証 券	75,560	利 益 剰 余 金	914,123
繰 延 税 金 資 産	91,397	自 己 株 式	△132,185
そ の 他	350,250	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△3,237
繰 延 資 産	2,353	為 替 換 算 調 整 勘 定	△3,237
社 債 発 行 費	2,353	新 株 予 約 権	12,924
資 産 合 計	8,440,490	非 支 配 株 主 持 分	11
		純 資 産 合 計	3,873,075
		負 債 純 資 産 合 計	8,440,490

連結損益計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取当金 雑収入 営業外費用 支払レング替 支ア為そ 経特 特 固災 災金 法人税 法人税 当期 非支配株主に帰属する当期純損失 親会社株主に帰属する当期純利益	上原高		8,008,967
	上総利価		5,693,365
	総利益		2,315,601
	一般管理費		1,989,018
	利益		326,583
	収益		
	利息	3,250	
	戻入	1,460	
	雑収入	3,310	8,020
	費用		
経特 特 固災 災金 法人税 法人税 当期 非支配株主に帰属する当期純損失 親会社株主に帰属する当期純利益	の		
	利益		180,179
	利益	218,296	218,296
	損失		
	却損	2,714	
	損失	114,211	
	繰入	84,240	201,165
	純利益		197,310
	税額	162,694	
	調整額	△88,819	73,874
非支配株主に帰属する当期純損失 親会社株主に帰属する当期純利益	純利益		123,436
	損失		△11,080
	純利益		134,516

招集通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から)
(2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	408,512	313,510	834,711	－	1,556,733
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	1,177,810	1,177,810			2,355,620
剰 余 金 の 配 当			△55,104		△55,104
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			134,516		134,516
自 己 株 式 の 取 得				△199,999	△199,999
自 己 株 式 の 処 分		3,795		67,814	71,609
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	1,177,810	1,181,605	79,412	△132,185	2,306,642
当連結会計年度末残高	1,586,322	1,495,116	914,123	△132,185	3,863,376

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定	その他の包括利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	－	－	－	－	1,556,733
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行					2,355,620
剰 余 金 の 配 当					△55,104
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					134,516
自 己 株 式 の 取 得					△199,999
自 己 株 式 の 処 分					71,609
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,237	△3,237	12,924	11	9,698
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	△3,237	△3,237	12,924	11	2,316,341
当連結会計年度末残高	△3,237	△3,237	12,924	11	3,873,075

貸 借 対 照 表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

招集通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,887,340	流 動 負 債	2,587,048
現 金 及 び 預 金	2,005,470	短 期 借 入 金	1,708,496
売 掛 金	28,740	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	20,000
営 業 投 資 有 価 証 券	156,229	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	315,258
開 発 事 業 等 支 出 金	15,761	リ ー ス 債 務	6,746
販 売 用 不 動 産	3,876,008	未 払 金	110,737
前 払 金	117,464	未 払 費 用	46,755
前 払 費 用	150,976	未 払 法 人 税 等	45,504
預 け 金	402,239	前 受 金	32,688
そ の 他 金	134,833	預 り 金	22,583
貸 倒 引 当 金	△384	預 り 敷 金	124,620
固 定 資 産	1,596,410	賞 与 引 当 金	22,400
有 形 固 定 資 産	756,338	災 害 損 失 引 当 金	84,240
建 物	34,695	そ の 他	47,017
車 両 運 搬 具	24,277	固 定 負 債	1,962,963
工 具 器 具 備 品	10,719	社 債	60,000
土 地	514,450	長 期 借 入 金	1,832,508
リ ー ス 資 産	147,835	リ ー ス 債 務	17,785
建 設 仮 勘 定	24,360	資 産 除 去 債 務	8,106
無 形 固 定 資 産	12,830	長 期 預 り 敷	44,563
ソ フ ト ウ ェ ア	1,567	負 債 合 計	4,550,012
リ ー ス 資 産	11,263	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	827,241	株 主 資 本	3,923,168
投 資 有 価 証 券	20,776	資 本 金	1,586,322
出 資 金	628	資 本 剰 余 金	1,495,116
関 係 会 社 株 式	109,432	資 本 準 備 金	1,491,321
関 係 会 社 出 資 金	8,100	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,795
長 期 貸 付 金	268,734	利 益 剰 余 金	973,915
長 期 前 払 費 用	102,320	そ の 他 利 益 剰 余 金	973,915
繰 延 税 金 資 産	78,972	繰 越 利 益 剰 余 金	973,915
そ の 他	238,277	自 己 株 式	△132,185
繰 延 資 産	2,353	新 株 予 約 権	12,924
社 債 発 行 費	2,353	純 資 産 合 計	3,936,092
資 産 合 計	8,486,104	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,486,104

損 益 計 算 書

(2019年9月1日から)
(2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,307,788
売上原価	5,006,941
売上総利益	2,300,847
販売費及び一般管理費	1,904,995
営業利益	395,851
営業外収益	
受取利息及び配当金	6,220
貸倒引当金戻入額	1,460
雑収	3,448
	11,129
営業外費用	
支払利息	78,229
社債利息	306
社債発行費償却	672
為替差損	11,291
アレジメント手数料	52,092
その他	1,712
	144,304
経常利益	262,676
特別利益	
受取保険金	218,296
特別損失	
災害による損失	114,211
災害損失引当金繰入額	84,240
	198,451
税引前当期純利益	282,521
法人税、住民税及び事業税	161,306
法人税等調整額	△76,092
当期純利益	197,308

株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から)
(2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 資本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	408,512	313,510	－	313,510	60,269	771,441	831,711
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	1,177,810	1,177,810		1,177,810			－
剰 余 金 の 配 当				－		△55,104	△55,104
当 期 純 利 益				－		197,308	197,308
自 己 株 式 の 取 得				－			－
自 己 株 式 の 処 分			3,795	3,795			－
特別償却準備金の取崩				－	△60,269	60,269	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	1,177,810	1,177,810	3,795	1,181,605	△60,269	202,474	142,204
当 期 末 残 高	1,586,322	1,491,321	3,795	1,495,116	－	973,915	973,915

	株 主 資 本		新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	－	1,553,733	－	1,553,733
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		2,355,620		2,355,620
剰 余 金 の 配 当		△55,104		△55,104
当 期 純 利 益		197,308		197,308
自 己 株 式 の 取 得	△199,999	△199,999		△199,999
自 己 株 式 の 処 分	67,814	71,609		71,609
特別償却準備金の取崩		－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	12,924	12,924
当 期 変 動 額 合 計	△132,185	2,369,434	12,924	2,382,358
当 期 末 残 高	△132,185	3,923,168	12,924	3,936,092

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月12日

霞ヶ関キャピタル株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指 定 有 限
責 任 社 員
業 務 執 行
社 指 定 有 限
責 任 社 員
業 務 執 行
社

公認会計士 齋 藤 哲 ㊞

公認会計士 石 井 雅 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、霞ヶ関キャピタル株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、霞ヶ関キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月12日

霞ヶ関キャピタル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行役員	公認会計士	齋藤	哲 ㊞
指定有限責任社員 業務執行役員	公認会計士	石井	雅也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、霞ヶ関キャピタル株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

招集通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役からの監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び太陽有限責任監査法人（以下、「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。また、子会社については、その資産運営状況等の確認を行いました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、業務の適正を確保するための必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月14日

霞ヶ関キャピタル株式会社 監査役会

常勤監査役 佐々木 敏 夫 ㊟

監査役 松村 正 哲 ㊟

監査役 原田 昌 平 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当の実現を中長期的な重点課題として位置付け、配当原資確保のための収益力向上を図り、財政基盤の強化に努め、将来の事業の発展と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、下記のとおり1株当たり20円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額 63,367,120円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年11月27日

第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため2名増員し、取締役2名の選任をお願いするものであります。
なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	おか だ こう じ 岡 田 康 嗣 (1983年4月16日)	2009年4月 日興シティグループ証券株式会社（現シティグループ証券株式会社） 入社 2009年10月 日興コーディアル証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社） 転籍 2014年1月 モルガン・スタンレー・ビジネス・グループ株式会社 入社（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に出自） 2018年1月 株式会社オープンハウス 入社 2018年5月 当社 入社 執行役員投資事業部長 2019年4月 当社 執行役員戦略投資事業本部長 2020年6月 当社 執行役員戦略投資事業本部長兼海外投資事業部長兼CRE戦略事業部長（現任）	3,000株
2	すぎ もと りょう 杉 本 亮 (1978年12月6日)	2002年4月 ソニーマーケティング株式会社 入社 2007年10月 三菱地所投資顧問株式会社 入社 2017年9月 クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社 入社 2020年6月 当社 入社 執行役員物流事業部長 2020年8月 当社 執行役員物流事業本部長兼物流事業部長（現任）	—

- (注) 1. 各候補者は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
と だ ち ふ み 戸 田 千 史 (1950年5月26日)	1974年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 1996年6月 同行 証券営業部副部長 1998年2月 同行 難波支店長 2000年9月 株式会社みずほホールディングス（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 個人業務部長 2002年6月 興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社） 総務本部関係会社室長 2004年7月 同社 執行役員ビル事業本部営業統括部長 2009年3月 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 2014年3月 品川インターシティマネジメント株式会社 代表取締役社長	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 戸田千史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 戸田千史氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と金融業界及び不動産業界における幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断したため、補欠の社外監査役候補者として選任いたしました。
4. 戸田千史氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以 上

× 7

[illegible]

× 7

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場

霞が関コモンゲート西館37階 霞山会館 牡丹の間
東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

電話

03-3581-0401

交通

東京メトロ | 銀座線「虎ノ門」駅
千代田線
日比谷線「霞ヶ関」駅
丸ノ内線

11番出口から徒歩1分

A13番出口から徒歩5分

※駐車場のご準備はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。